

第1回船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会

会議録

1 開催日時

令和7年5月20日（火） 午前9時58分～11時04分

2 開催場所

船橋市役所 教育委員室

3 出席者

(1) 委員 谷藤 千香委員 隅坂 道昭委員 鈴木 弘行委員
茂木 凌太委員 小藤田 豊委員 後藤 順子委員 春日 淳委員

(2) 事務局 建設局 平塚局長
都市整備部 高橋部長
生涯学習部 高橋部長
公園緑地課 芝原課長 関谷課長補佐 本間係長
三橋副主査 亀井主事
生涯スポーツ課 石山課長 三橋課長補佐 米田係長
佐藤主任主事 小梶主事

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 委員長及び副委員長の選任について（公開）
- (2) 両公園の概要及びスケジュールについて（公開）
- (3) 募集要項等について（一部非公開）
- (4) 指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について（非公開）
(船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、
同条例第26条第2号に該当するため)

6 傍聴者数

2名

7 決定事項

- (1) 委員の互選により谷藤千香委員が委員長に選任された。また、谷藤委員長から隅坂道昭委員が副委員長に指名された。
- (2) 募集要項の案について事務局から説明し、審議のうえ、募集要項が承認された。
- (3) 指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の案について事務局から説明し、審議のうえ、選定方法及び評価基準が決定された。

8 議事

○事務局（関谷課長補佐）

定刻前になりますが、皆様おそろいですので、始めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

本日は大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、第1回船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会を開催いたします。着座にて進行させていただきます。

最初に配付資料の確認をいたします。

事前にお配りしております資料として、「船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会募集要項（案）」、青色のファイルでございます。もう一つが、第1回委員会資料一式のクリップ留めの資料でございます。

本日配付しております資料として、席次表、事業収支実績がございます。過不足等ございませんでしょうか。

また、本市に係る参考資料として、委員の皆様には「船橋市緑の基本計画【改定第2版・概要版】」、「船橋市スポーツ推進計画【概要版】」をお配りしております。こちらはお時間があるときにご覧いただければと思います。

本日は、第1回の委員会ですので、委員長選任までにつきましては、事務局で進行させていただきます。

まず、各委員に委嘱状等の交付をさせていただきます。本来であれば市長より交付をさせていただくところですが、公務多忙のため、代理として平塚建設局長より交付をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、市職員につきましては、委嘱状ではなく辞令を交付いたします。

お名前をお呼びしましたら、その場でご起立ください。

（平塚建設局長より各委員に委嘱状及び辞令の交付）

○事務局（関谷課長補佐）

以上をもちまして、委嘱状等の交付を終了いたします。

続きまして、建設局長の平塚よりご挨拶を申し上げます。

○平塚建設局長

皆様、おはようございます。建設局長の平塚でございます。

本日はご多忙の中、本委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回、指定管理者候補者を選定いただく船橋市運動公園と法典公園、この2つの公園は、大規模な都市公園として市民の日常的な憩いの場となるとともに、陸上競技場、プール、テ

ニスコートなど多種多様な運動施設が設置されており、市民の皆様が身近にスポーツに触れ合える場となっております。また、市民大会等の開催など市との連携による事業実施が必要となる公園でもあります。本公園をよりよい施設とするために、選定委員の皆様には、本公園の役割をご考慮いただきまして、指定管理者候補者の選定にお力添えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

ありがとうございました。

お配りしております委員名簿に基づきまして、各委員の皆様をご紹介させていただきます。

千葉大学国際学術研究院准教授 谷藤千香委員でございます。

○谷藤委員

谷藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

船橋市スポーツ協会監事 隅坂道昭委員でございます。

○隅坂委員

隅坂と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

樹木医 鈴木弘行委員です。

○鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

千葉県税理士会船橋支部総務部副部長 茂木凌太委員でございます。

○茂木委員

茂木といいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

船橋市自治会連合協議会常任理事 小藤田豊委員です。

○小藤田委員

小藤田です。よろしくお願いします。

○事務局（関谷課長補佐）

船橋市公園を活用した健康づくり事業検討会議委員 後藤順子委員でございます。

○後藤委員

後藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

船橋市教育委員会学校教育部保健体育課課長 春日淳委員でございます。

○春日委員

春日です。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（関谷課長補佐）

以上でございます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

平塚建設局長でございます。

○平塚建設局長

よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

高橋都市整備部長でございます。

○高橋都市整備部長

高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

高橋生涯学習部長でございます。

○高橋生涯学習部長

生涯学習部長の高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

芝原公園緑地課長でございます。

○芝原公園緑地課長

よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

石山生涯スポーツ課長でございます。

○石山生涯スポーツ課長

石山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（関谷課長補佐）

以下、公園緑地課及び生涯スポーツ課担当職員でございます。

最後に、進行させていただきます公園緑地課課長補佐の関谷でございます。よろしくお願いいたします。

今回の委員会においては、7名の委員に出席をいただいておりますことから、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会設置要綱第6条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

また、会議の公開、傍聴についてご説明させていただきます。

本会議につきましては、議題1「委員長及び副委員長の選任について」及び議題2「両公園の概要及びスケジュールについて」は、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

議題3「募集要項等について」は、募集要項の中に議題4に関連する部分がありますので、その一部について、議題4「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について」については、船橋市情報公開条例第7条第5号の定めに該当する不開示情報があるため、非公開といたします。なお、非公開の審議の前に、傍聴人にはご退室をお願いすることになります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を5名として市のホームページに掲載させていただきました。なお、本委員会への傍聴希望者が2名ございます。

傍聴者が入室します。

（傍聴者入室）

○事務局（関谷課長補佐）

傍聴の方は、受付の際にお渡ししました船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選

定委員会傍聴要領の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議題に移る前に改めて指定管理者制度と本委員会の役割につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、指定管理者制度についてです。従来であれば、市が直接管理していました公園や体育施設等の公の施設の管理運営を民間事業者等に一括して委任する制度となります。この制度の目的といたしまして、多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するために民間の創意工夫やノウハウを生かして住民サービスの向上を図るとともに、管理運営の効率化を図ることを目的としております。

現在、本市の公園では、今回選定をいただきます船橋市運動公園及び法典公園、船橋市アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、この4公園について指定管理者制度を導入しております。

続きまして、本委員会の役割についてですが、お配りしておりますクリップ留めの資料の3をご覧ください。指定管理者選定委員会設置要綱になります。本委員会は、船橋市運動公園と法典公園という現在指定管理者が管理運営を行っている2つの公園について、令和8年度からの新たな指定管理者候補者を選定することを目的としております。

委員会の主な所掌事務につきましては、次のとおりとなります。要綱第2条をご覧ください。「委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。」次に掲げる事項につきましては、「（1）指定管理者候補者の選定方法及び指定管理者評価基準に関する事項。」、「（2）指定管理者評価基準に基づく評価及び指定管理者候補者の選定に関する事項。」となります。

皆様のご協力の下、よりよい指定管理者候補者の選定ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1「委員長及び副委員長の選任について」、お諮りいたします。

委員長は、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員の互選により決定することとなっております。また、副委員長は、委員長が欠けた場合等にその職務を代理する者であり、委員長があらかじめ指定する委員となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、どなたか、委員長の立候補なりご推薦をいただけますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員

地域スポーツ振興について、大変ご見識があって、ほかの案件でも指定管理者選定委員を務めていらっしゃる谷藤委員にお願いしたらいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○事務局（関谷課長補佐）

ありがとうございます。

谷藤委員というご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局(関谷課長補佐)

谷藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○谷藤委員

はい。

○事務局(関谷課長補佐)

それでは、谷藤委員に委員長をお願いいたします。

委員長席をご用意いたしますので、委員長席へご移動をお願いいたします。

(谷藤委員、委員長席へ移動)

○事務局(関谷課長補佐)

それでは、谷藤委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○谷藤委員長

改めまして、谷藤と申します。委員長を引き受けさせていただくことになりました。委員も2回目、ほかの施設もやったりしているのですが、この施設自体を指定管理者制度で行うということも2期目に入りますので、より丁寧な審議が必要かなと思っております。皆様、ご協力よろしくをお願いいたします。

○事務局(関谷課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、議事の進行は委員長をお願いいたします。

○谷藤委員長

それでは、座ったままでさせていただきます。

初めに、事務局から説明がありましたとおり、副委員長はあらかじめ委員長が指定するということですので、私から提案させていただきたいと思います。

船橋市スポーツ協会の監事であり、市内のスポーツに関してのご見識をお持ちで、本

施設もよくご利用されている隅坂委員にお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷藤委員長

隅坂委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○隅坂委員

はい。微力ではございますけれども、務めさせていただきます。

○谷藤委員長

それでは、副委員長は隅坂委員にお願いいたします。

(隅坂委員、副委員長席へ移動)

○谷藤委員長

よろしければ一言ご挨拶をお願いいたします。

○隅坂副委員長

隅坂と申します。私、本当に陸上ばかりで、陸上のことしか知らないような男なんですけれども、この選定委員に選ばれて、微力ではございますけれども、務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

では、議事に沿って進めてまいります。

議題２「両公園の概要及びスケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（亀井主事）

皆様、改めましておはようございます。公園緑地課の亀井と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

議題２「両公園の概要及びスケジュールについて」ということで説明をさせていただきます。

まずは、両公園の概要についてでございます。お配りさせていただいておりますクリ

ップ留めの資料の4番をご覧ください。船橋市運動公園及び法典公園施設概要ということで、1枚めくっていただきますと、位置図が出てくると思います。

今回対象となる両公園ですが、船橋市運動公園は、市のほぼ中心部に位置しておりまして、法典公園は、本市の北西部に位置し、市川市や鎌ヶ谷市にも近接している公園でございます。両公園とも鉄道駅からは若干離れておりますが、市内主要駅からバスで行くことが可能であり、運動公園は船橋駅などから、法典公園は西船橋駅や船橋法典駅、馬込沢駅からバスが出ております。また、両公園間の位置関係ですが、約2.5キロメートル、車で10分程度で到着する距離となっております。

続いて、公園の概要でございます。3ページをご覧ください。船橋市運動公園は、市制25周年記念事業として昭和37年度から3年計画で体育施設等の建設が進められ、昭和40年に開設した市内唯一の運動公園となっております。面積が約19万4,000平方メートルでございます。下の図にありますとおり、野球場、陸上競技場、テニスコートなどの運動施設があるほか、子ども向けの遊具がある広場や、フライングディスクゴルフコースなどの施設もございます。

続きまして、1枚めくっていただいて4ページをご覧ください。こちらには主要施設の概要を記載しております。一番上段、陸上競技場でございますが、こちらは日本陸連の第2種公認を取得しておりまして、各種大会や記録会で多くの方が利用されております。また、野球場につきましては、高校野球やプロ野球のイースタンリーグなどの試合で活用されております。

また、平成29年7月にリニューアルオープンし、流れるプール、スライダー、ドーム型のプール等、レクリエーション要素の高い設備も備えるプールなど様々な施設がございます。また、本公園には3か所の有料駐車場が設置されております。

続いて下の5ページをご覧ください。こちらでは体育館の平面図を示しております。体育館内には、4ページでお示しできなかった有料の施設といたしまして、トレーニング室及び会議室がございます。特にトレーニング室は、多くの方に利用していただいております。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは法典公園になります。民間の保養施設を市が買い取り、平成12年に開設した公園となっております。面積は約5万7,000平方メートルでございます。公園の種別といたしましては地区公園となり、これは住区基幹公園という、その地域に居住する住民の利用を想定した公園の категорияとなっております。公園内には、テニスコート、球技場、多目的広場などの運動施設や、管理棟の中になりますが、集会室、体育レクリエーション室などのお部屋がございます。

7ページをご覧ください。こちらは主要施設の概要を記載しております。市の施設の中で最大の13面を誇る庭球場、全面人工芝を敷いて、市立船橋高校サッカー部の練習や試合会場としても使用されている球技場などがございます。また、本公園にも有料の

駐車場がございます。

ページめくっていただきまして、8ページをご覧くださいと思います。こちらが法典公園の管理棟です。地上2階、地下1階建てとなっております。全面板張りでダンスやヨガなどの活動でご活用いただいております体育レクリエーション室、こちらが地下1階でございます。また、1階は事務室等となっております、1枚めくっていただきますと、2階が出てきます。こちらが各種打合せのほか、公園利用者の憩いの場として利用されている多目的ホールや集会室、和室等の施設が有料の施設となっております。

施設の概要につきましては以上となります。今回説明しきれなかった施設の詳細につきましては、青いファイルのインデックスの1番、施設概要に記載しております。お時間のあるときにご確認いただければと思います。

また、委員会としての現地の視察は予定しておりませんが、もし希望される方がいらっしゃる場合には、日程等の調整をさせていただきたいと思いますので、本委員会が終わりましたら職員までお声かけいただければと思います。

続いて、本委員会のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

お配りさせていただいておりますクリップ留めの資料の5番、「本委員会のスケジュールについて」をご覧くださいと思います。

本委員会につきましては、全部で3回の開催を予定しております。本日の1回目においては、議題4にもなっております指定管理者候補者の選定方法及び評価基準について決定いたします。具体的には、クリップ留めの後ろについております資料6及び8についてですが、こちらは非公開情報が含まれておりますので、傍聴の皆様にはお配りしていない内容となっております。本日決定した内容を盛り込みました募集要項を6月の下旬に市のホームページ等に公開いたしまして、8月の下旬頃に募集の締め切りをいたします。

第2回の選定委員会につきましては、提出されました申請書類の審査をいただきます。こちらは8月の中旬頃を予定しておりまして、お盆の時期を避けて開催を予定させていただきます。

第3回の委員会については、書面審査を通過しました事業者に対して、プレゼンテーション及び書面審査の疑問点に対する質疑応答を行う面接審査を行う予定となっております。この第3回で面接審査を行った結果をもとに指定管理者候補者を選定いただきます。選定をされました指定管理者候補者は議会にて審議されまして、正式な指定管理者となります。令和8年4月から新たな指定期間の管理を行うという予定になっております。

両公園の概要及びスケジュールについて、事務局の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問などありますでしょうか。

それでは、続いて、議題3「募集要項等について」です。本委員会は、次の議題4にある指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定することを所掌事務としておりますが、募集要項など事業者募集に当たっての各種資料は、事業者選定に密接にかかわるものであります。

なお、募集要項の中に議題4に関わる部分があることから、船橋市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審議するため、一部が非公開となります。非公開となる部分になりましたら、傍聴人の方にはご退席いただきますので、あらかじめご承知おきください。このあと、事務局より資料についてご説明をいただきますが、各委員の様々な視点からのご意見をいただき、事務局におきましては、募集時にできる限り反映いただければと思います。

それでは、事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（亀井主事）

引き続きよろしくお願いいたします。

では、議題3「募集要項等について」、説明をさせていただきます。

青のファイルが募集要項となっております。一番上が募集要項の本体という言い方をしますが、募集要項となっております。インデックスの1番から9番までが添付資料となっております。

簡単に概要を説明させていただきます。

1番が施設概要となっております。船橋市運動公園、法典公園の2種類ございます。

2番が施設や主要建築物の平面図となっております。こちらも運動公園、法典公園、両公園について載せさせていただいております。

3番が利用状況でございます。貸し出しを行っている施設等につきまして、利用状況について説明をしているものとなっております。また、追加の資料として机の上に置かせていただきました収支参考実績という資料があると思いますが、こちらが本来であれば資料3の後ろにつくものとなります。事前に送付した際に漏れておりまして大変申し訳ございません。

4番、利用料等一覧表ということで、本公園の有料公園施設につきましては、都市公園条例にそれぞれ利用料の上限額が定まっておりますので、そちらについて記載したのとなっております。

続いて、5番が業務仕様書です。こちらが本公園の管理運営を行うに当たりまして、具体的な業務の内容や水準を定めたものとなっております。

続いて、資料の6番です。こちらが駐車場の管理運営に関する特記仕様書ということで、本公園は大規模な駐車場がありますので、その管理運営についての具体的な事項を

記載させていただいております。

資料7、物品一覧表ということで、本施設内にあります市所有の備品等につきまして、表として提示をさせていただいたものとなっております。

資料8、報告書一式。こちらは指定管理者となった際に使用する報告書のとなっております。

資料9、こちらが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」です。本施設は公共施設であるため、市と同様の対応を求めているところになりますので、資料としてつけさせていただいております。

最後、10番が申請書類となります。こちらにつきましても議題4に含まれる内容があるため、傍聴の方にはお配りしておりませんが、申請者説明会の参加申込書でありましたり、あとは事業計画書、収支予算書等の資料となっております。

以上が募集要項の概要です。

では、具体的に募集要項について説明をさせていただきます。募集要項は、指定管理者の募集に当たりまして、本市が考える管理運営の基本方針や申請の手続、選定方法等を記載したものとなっております。

募集要項の6ページをご覧くださいと思います。「(2) 本施設の管理の基本方針」ということで、こちらが本公園を管理するに当たって本市が求める基本的な事項となっております。

①、②につきましては、都市公園という施設になりますので、都市公園としての効果を最大限に発揮することについて規定をしております。

③、④につきましては、市の公共施設としての基本的な事項となっております。

⑤について、市を代表する体育施設を有する公園として、市のスポーツ振興に資する取り組みを求めています。

⑥、⑦につきましては、指定管理者制度の目的でもある民間の力を活用した施設の効率的・効果的な運営を求めている内容となっております。

最後、⑧は、市内の他の公園ですとか体育施設等と連携を取りながら管理運営をする必要があるというふうにも考えております。この8点が本施設を管理運営いただくに当たっての基本的な方針というふうに考えております。

以下、施設の概要がその後続きますが、続いて9ページをご覧くださいと思います。上段の「5 指定期間」ということで、今回の選定を行っていただきます指定管理者の指定期間は令和8年度から令和12年度、令和13年3月31日までの5年間となっております。

続いて、「6 管理運営に関する経費等」ということですけれども、本施設の管理運営に当たりましては、体育館等の施設の利用料による事業収入、また、市が支払う指定管理料、また、施設内で指定管理者が行う自主事業による収入などによって賄っていただくことになっております。指定管理料につきましては、現在積算中ですので、アスタ

リスクで表示をさせていただいております。

続いて、16ページをご覧くださいと思います。一番下の欄ですけれども、スケジュールについてです。現時点では数字が入っておりませんので、空欄となっておりますが、大まかな流れとしましては、先ほどご説明したところを予定しております。

続きまして、18ページの下段、「(3) 申請資格」となっております。こちらが指定管理者として申請する際に必要な資格となっております、こちらを満たしていない場合には失格となります。

この先、申請書類や申請の受付の方法等を記載させていただいております、22ページからです。「11 指定管理者候補者の審査・選定等」ということで、ここから先につきましては、議題4に係る部分となるため、本委員会の議題3に係る部分としては非公開となりますので、後ほど議題4のときにこちらは説明させていただきたいと考えております。傍聴の方には抜いたものがお配りしてあるかと思います。

募集要項につきましては、以上となります。

続いて、資料の5をご覧ください。「船橋市運動公園及び法典公園業務仕様書」となります。こちらが具体的に管理運営を行っていただくに当たっての水準を記載したものとなっております。

まずは3ページをご覧ください。「業務の対象となる施設の概要」ということで、船橋市運動公園、法典公園を示させていただいております。また、管理基準といたしまして、条例に記載されている公園の供用時間、及び次のページに行きまして、現在運用をしている供用時間を示させていただいております。

5ページをご覧ください。ここから先は施設運営に関することとして、具体的な業務の水準について記載しております。5ページの表になりますが、こちらが、職員の雇用や配置等に関しての本市の考えとなっております。

また、次のページに行きまして、有料公園施設、体育館や野球場等の施設の利用の許可に関すること、こちらも指定管理者の業務となっております。

また、3番の「有料公園施設の利用料の収受等に関すること」ということで、施設を使う際の利用料の収受や、減免についても指定管理者の業務となっております。

また、4番の「自主事業に関すること」ということで、利用者の増加及び利用者サービス、満足度の向上を図るために、指定管理者による自主事業というものを計画して実施していただきます。

以下、「維持管理に関する業務」ということで、次のページに行きますと、個別具体的な点検ですとか、保守、環境衛生、樹木管理、警備、施設管理等、業務の内容を示させていただいております。

このあとは個別具体的な細かい業務になりますので、具体的な説明については省かせていただきます。

以上が募集要項全体の議題3の部分、非公開情報を含まない部分についてとなります。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○谷藤委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を聞きまして、ご質問などございますでしょうか。

では、以上で募集要項等のうち、議題４に関わる部分を除き終了いたします。

ここからは、議題４に関わる部分となり、船橋市情報公開条例第７条第５号に定める事項について審議をするため、非公開となります。傍聴人の方は資料を置いて退室をお願いいたします。また、委員会を一時休憩いたします。

(傍聴者退室)

(休憩)

~~~~~非 公 開 部 分~~~~~

○谷藤委員長

それでは、本日の予定議事は以上となります。事務局より事務連絡がございますでしょうか。

○事務局（関谷課長補佐）

本日はご出席いただきまして、ありがとうございます。次回の委員会の開催についてですが、８月中旬から下旬頃を予定しております。内容は、申請者から提出された事業計画書等の書面審査を予定しております。正式な案内は後日送付させていただきます。

なお、本日お配りした資料でございますが、一般公表前の資料になりますので、取扱いにはご留意をいただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○谷藤委員長

ありがとうございます。

それでは、第１回船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。